

「感染症対策徹底支援事業」・「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」

	質問	回答
1	支援対象の購入期間、申請方法や期間を大まかでもいいので教えてください。	<p>購入期間につきましては、県障害福祉課ホームページに掲載の「申請のご案内」において、「令和2年4月1日～令和3年3月31日までにかかる費用が対象」としております。</p> <p>申請方法につきましては、事業者様により、国保連に申請する方法と、県に直接申請する方法に分かれます。詳細は、県障害福祉課ホームページをご確認ください。</p> <p>申請期間につきましては、令和2年7月21日から令和3年2月末となりますが、国保連へ申請する事業者様は、毎月15日から月末に申請をお願いします。</p>
2	①「感染症対策徹底支援事業」と②「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の違いは何か。	<p>①は全サービスが対象になりますが、②は在宅サービス事業所（※）が対象となります。</p> <p>（※）計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所</p> <p>また、①は感染症対策に効果が認められるものが対象となりますが、②は在宅サービスの感染症対策をさらに深めることを目的としており、利用者様に安心して通所いただくため、①に加えて「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるための必要な環境整備に係る費用を助成します。</p> <p>なお、県ホームページに掲載してある①及び②の対象経費は「例」となりますので、各事業の目的に合ったものであれば対象となります。</p>
3	「感染症対策徹底支援事業」と「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」も別物と考えて申請してもいいのでしょうか。また、介護保険も有りますが、それも別物と考えて申請していいのでしょうか。	<p>各事業の目的に応じ、別々に申請いただいて構いません。介護保険の事業所におかれましても、介護保険の事業の対象となるものを、「（介護分）」に申請いただいて構いません。</p>
4	①利用者同士の飛沫感染防止のためのパーテーション、②手指消毒のための自動噴射機器（オートディスペンサー）、③空気清浄機は対象となりますか。	<p>対象となります。</p> <p>在宅サービスであれば、①は「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」にも該当します。</p>
5	「令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出した、または支出予定のものが対象となります。」となっていますが、支援金の入金は令和3年4月1日以降となるのでしょうか。	<p>交付決定通知の中で、支給日をお知らせいたします。</p> <p>なお、基本的なスケジュールは、例えば国保連に申請する場合は、原則として申請翌月の月末に振り込むスケジュールとなりますが、事情によりスケジュールが遅れることがある旨をご了承ください。</p>
6	送迎車両が密になっており、車両の購入を検討しているが、申請できますか。	<p>対象となります。</p> <p>また、在宅サービスであれば、「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の「電動自転車等の購入又はリース費用」にも該当します。</p> <p>ただし、交付決定の条件の中で、「単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」ことを規定いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>必要に応じてリースもご検討ください。</p>
7	各事業所の上限額について、県障害福祉課ホームページの「支援対象サービス及び支援額」に「多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること」となっていますが、厚生労働省のQ&A（1）6にある「複数サービスを実施している事業所はそれぞれについて基準単価まで交付を可能とします」となっています。多機能型事業所の上限額はどのサービスを基準に上限額とするのか、またはそれぞれのサービス毎（生活訓練・生活介護・就労継続支援B型等）の上限額として考えていいのか。	<p>多機能型の特例に基づき指定を受けている多機能型事業所におきましては、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いるようお願いいたします。</p> <p>計画相談支援と障害児相談支援を実施している事業所、居宅介護や重度訪問介護を実施している事業所等、複数サービスを実施している事業所は、それぞれについて基準単価まで交付可能となっております。</p>
8	支援額の上限額はどこを見たらわかりますか。	<p>県障害福祉課ホームページに掲載してある各事業の「支援対象サービス及び支援額」をご参照ください。</p>

9	自動車の購入とありますが、どのような用途が該当するのでしょうか。	感染症を防止するために、職員の移動等において、公共交通機関ではなく自家用車を使用する等の用途も想定されます。 また、在宅サービスの利用者の送迎を用途とするのであれば、3密回避を目的として、「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の活用も検討できます。
10	就労継続支援A型で食堂を運営しております。夏は繁忙期にあたり、レジは混雑して会計毎に現金のやり取りが発生するため感染の恐れが高い状況でしたので、券売機を導入いたしました。結果混雑は解消し、感染リスクの低減につながっておりますが、対象経費に含まれますか。	利用者の感染症防止及び3密回避につながることから、「感染症対策徹底支援事業」・「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」どちらの事業も対象となります。
11	「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）」と「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」は併用可能ですか。また包括支援交付金で申請した経費を除いたもので、新しい生活様式対応支援補助金の対象経費と思われるものについては申請可能でしょうか。包括支援交付金を受給すると新しい生活様式対応支援補助金は受給出来なくなるということはありませんか。	本事業の趣旨により、「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」（※）において対象とされた経費と同一でなければ助成対象と考えられるところですが、「長崎県新しい生活様式対応支援補助金」担当部署にご確認をお願いいたします。（※）通常、医療福祉は対象外とされていますが、事業内容により対象となるケースがあります。
12	施設内で使用していたエアコンが故障したため、感染症対策として空気清浄機能がついたエアコンの設置を検討しています。これは支援対象経費となりますか。	既存設備の代替品は本来対象になりませんが、空気清浄機能により感染症対策に効果があるものとされているのであれば、対象となります。 ただし、上限額の範囲内の支援となるため、他の感染症対策経費が支援できなくなることを考慮のうえ、慎重にご判断ください。
13	現在使用中の水道蛇口が手動式であり、感染の可能性があるため自動水栓にしたいのですが、交付金の対象になりますか。	接触を回避することに効果があると考えられるため、対象となります。
14	特定相談支援・障害児相談支援の指定を受けていますが、一台のパソコンを按分して購入することは可能でしょうか。	サービスや事業所単位で按分することは可能です。 ただし、どのサービスや事業所の所管となるか、各サービス・事業所間で整理が必要と考えられます。
15	1つの物品に対し、「感染症対策徹底支援事業」と「環境整備」で按分ができますか。	按分ができます。 ただし、「単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」ことを規定いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。 必要に応じてリースもご検討ください。
16	備品購入分の本体価格及び消費税までが補助対象となりますでしょうか。またパソコン等のICTの5年間保守料は含まれないと思いますが、間違いはないでしょうか。	消費税は対象となります。 保守料については対象外となります。
17	20名定員でトイレが1か所しかなく、車いすの利用者もいるためトイレ待ちなどで密集することがあり、感染症防止対策の一環として室外に簡易トイレを設置しました。トイレの購入費、工事業者の設置費用等全額経費に該当するのでしょうか。	利用者の3密回避として、「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の対象となります。
18	1 空気清浄機能付エアコン 2 換気機能付エアコン 上記1及び2のいずれも、3密回避対策（密閉空間の改善）にも関連するので、「感染症対策徹底支援事業」のみではなく、「感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」としても対象となると考えますが、いかがでしょうか。 同様に、空気清浄機についても、「感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」品にも該当すると思われませんが、いかがでしょうか。	いずれも対象となります。 目的に応じて、対象事業の交付申請をお願いいたします。 （参考） ①「感染症対策徹底支援事業」は全サービスが対象になりますが、②「感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」は在宅サービス事業所（※）が対象となります。 （※）計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所 また、①は感染症対策に効果が認められるものが対象となりますが、②は在宅サービスの感染症対策をさらに深めることを目的としており、利用者様に安心して通所いただくため、①に加えて「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるための必要な環境整備に係る費用を助成します。

19	<p>手洗い場の新規増設は対象となりますか。</p> <p>(理由) 現在、当事業所には1日平均約25名の利用者の方が通所されていますが、手洗い場が1か所しかない状況で、今般の新型コロナウイルス感染予防における手洗い等の徹底を実施するために、大変苦慮している状況であり、今回の事業の対象経費として認められるのであれば、是非申請させていただければと考えております。</p>	<p>感染予防を目的としての増設であれば、「感染症対策徹底支援事業」の対象となります。</p> <p>また、在宅サービス事業所であれば、3密回避にもつながりますので、「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」の対象でもあります。</p>
20	<p>感染症対策徹底にむけた環境整備への助成事業において、支援対象に「長机」がありますが、これに対応する椅子の購入は可能でしょうか？</p>	<p>対象になります。</p>
21	<p>共生型の指定の場合、介護と障害双方で申請することは可能でしょうか。</p>	<p>介護のサービスで必要なもの、障害のサービスで必要なものがあれば、それぞれ交付申請は可能です。</p>
22	<p>介護と障害のサービス両方指定を受けている場合、1つの物品に対し、介護と障害で按分して交付申請をすることはできるか。</p>	<p>本事業は障害の事業となりますので、介護サービスとの按分は不可となります。</p>

「感染症対策徹底支援事業」

1	サーモグラフィや空気洗浄装置の購入及び設置設定費用は含まれますか。	含むことはできますが、交付決定の条件の中で、「単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」ことを規定いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。 必要に応じてリースもご検討ください。
2	「実績報告時に領収書等の支出されたことを証明するものが必要となりますので、ご留意ください。」となっておりますが、口座振替の場合は請求書または納品書でも対応可能でしょうか。	「請求書または納品書」に加えて、支出されたことを証明できるもの(振込明細書等)をご準備ください。
3	厚生労働省のホームページに掲載してあるQ&Aに「既存施設を改修する事業については、一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）の対象となる事業であり、本交付金による事業の対象とはしていません。」と記載していますが、新たに作る土地がありません。また、社会福祉施設整備補助金では来年度の4月工事となるのではないのでしょうか。本事業について、特例等はありませんか。	お尋ねの「一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）」は、例年実施している「長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金」と事業が異なります。 本県においては、「一次補正における社会福祉施設整備費補助金（障害者支援施設等の多床室の個室化）」について、令和2年6月7日に、県指定障害福祉サービス事業者等にニーズ調査をおこないましたが、特にニーズが寄せられなかったため事業を予算化しておらず、国への所定の手続き期間が終了しております。 また、厚生労働省のQ&Aにもあるように本事業においては対象外となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
4	以下の場合、補助対象になりますか。 ①コロナ感染が怖く辞めた従業員の補充のための人材紹介料、補充出来ない間の従業員の残業代 ②従業員の在宅勤務や密でない場所での事務作業のためのパソコン購入費用 ③研修時、感染対策動画を視聴するためプロジェクター購入費用	①は感染症防止のための追加的人件費ではなく、報酬算定上の人員に関する基準とも関連が生じるため、対象とできかねます。 ②感染症徹底支援事業の対象となります。 ③プロジェクターの購入をもって感染症対策の効果につながるとは言いがたいため、対象とできかねます。研修受講等に要する旅費や宿泊費等は対象となります。
5	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用について、以下の物は該当しますか。 ①利用者用の非接触性体温計の購入費用 ②職員、利用者用の1ヶ月分程度の備蓄用マスク ③手指・テーブルの消毒液	①②③いずれも該当いたします。
6	当施設は20床のグループホームですが、感染発生時の対応・衛生用品の保管庫として多機能型簡易居室の設置を検討しています。詳しい内容をご教示ください。 (申請時の提出書類→例：図面、見積書が必要など) (建築に係る制限→例：プレハブ小屋の設置のみ可など)	申請時点において、申請書一式以外に添付する書類はございません。必要に応じて県が求めることはあります。また、建築に係る制限は特に設けられておりませんが、関係法令の遵守にご留意ください。
7	外部専門家等による研修の実施に要する費用について、コロナ対策に関する専門の方の派遣等は可能でしょうか。	専門の方の旅費等が対象経費となります。
8	対象経費として「感染症対策に要する物品購入」とありますが、新たに消毒設備・機器等を導入した際の消毒液等の消耗品は対象となるのでしょうか。	対象となります。
9	県のホームページに支援対象経費の例として「衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用」とあるがマスクや消毒液やプラスチック手袋は対象となるか。	対象となります。

10	<p>感染症対策徹底支援事業において、複数回申請して事業を計画する場合の申請額の考え方について、教えてください。</p> <p>2回の申請で物品購入等を計画し、1回目の助成額を執行して、残金が発生した場合の処置は、次のいずれでよろしいでしょうか。</p> <p>① 2回目の申請額は、当該残金を含めた額で上限額まで申請する。</p> <p>② 「上限額-1回目の申請額」以上で申請し、1回目の残金は、2回目の執行計画に含めて計画・執行する。</p> <p>なお、経費交付の1か月以内に実績報告書の提出が規定されているが、納期遅延など、やむを得ない事情がある場合は、当該報告書の提出遅延は許容されるでしょうか。</p>	<p>1回目の助成後に残金が生じたとしても、残金を含めずに2回目の交付申請をお願いします。ただし、1回目の交付申請額と2回目の交付申請額の合計が上限額を超える場合は、上限額から1回目の交付申請額を差し引いた金額での申請をお願いします。</p> <p>例1) 上限額50万円 1回目の申請で20万円の交付を受けたが、実際の支出は19万円であった。 2回目の申請で11万円の交付申請をしたい場合⇒申請額 11万円</p> <p>例2) 上限額30万円 1回目の申請で20万円の交付を受けたが、実際の支出は19万円であった。 2回目の申請で11万円の交付申請をしたい場合⇒申請額 10万円（上限額を1万円越えるため）</p>
11	<p>多機能型簡易居室については、近隣のアパートやマンションの一室を間借りする等、賃貸物件や、新規で建築する場合の土地の使用料も想定されているのでしょうか。</p>	<p>土地の使用料は想定されていません。賃貸物件については、地域の実情に応じ認める場合があります。</p>
12	<p>感染症対策としてサービス提供する部屋を分けるにあたり、これまで倉庫としていた部屋を訓練室とするための内装費が「感染症対策徹底支援事業」の対象となりますか。</p> <p>例として「面会室の改修費」とありますが、なぜ「面会室」に限定しているのでしょうか。</p>	<p>「面会室の改修」については、工事を伴うものは国の1次補正の対象となるため、工事を伴わない改修としてパーティションの設置が考えられ、パーティションの設置は面会室が想定されるため、例として挙げています。工事を伴わない内容であれば、「感染症対策徹底支援事業」の対象とすることができます。</p>

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

	質問	回答
1	<p>「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とあるが、次の例の場合、対象となると考えてよいか。</p> <p>例1) 4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月超)</p> <p>例2) 4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 (健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、 利用再開まで1ヶ月超)</p>	<p>例1は対象となりますが、例2については利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。</p>
2	<p>「在宅サービスの利用を休止している利用者」とは、事業所が電話等の代替サービスの提供を行い、報酬算定をした通所を控えた利用者は該当しないという解釈でよろしいか。</p>	<p>通所を控えた利用者に対する支援も対象となります。</p>

慰労金支給事業

	質問内容	回答
1	手続きの期間はいつ頃までになる予定でしょうか。	令和3年2月末までの申請となりますが、職員への迅速な給付のため、お早目の申請にご協力いただきますようお願いいたします。
2	職員の支給対象範囲について ①調理員 ②相談支援専門員 ③管理者 ④ご利用者様との接触がある本部職員 ⑤外国人留学生(資格外活動許可範囲内、アルバイト雇用) も含まれるのでしょうか。	①から⑤について、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」であれば支給できます。 ※「利用者との接触」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くないような場合は対象となりません。 なお、最終的な判断は県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくことになります。 ※「継続して提供することが必要な業務」は障害福祉サービスの直接支援業務や相談支援業務に限定されません。
3	国保連の電子請求受付システムを利用するのであれば、法人ではなく事業所で請求すると思うが、代理受領委任書の代理人は法人の理事長ではなく事業所の施設長で記載してよいか。	本事業の申請の流れについて、国保連へ申請する方法がありますが、報酬請求の振込口座情報がある国保連が申請受付及び支払事務を行なうことで、振込口座の確認作業及び口座情報相違等の支払不能がなくなることから、事業者の口座へ迅速かつ確実に慰労金を振り込むことができます。 このように迅速かつ確実に振り込むために国保連の電子請求受付システムをツールとしているものの、報酬の請求が事業所番号ごとの請求となるのは仕様によるものであり、報酬の請求権限は法人の代表者にあると考えられること、また、県から障害福祉サービス事業所・施設等の職員に支給することが本来の事業の流れであるものの、代理受領となった場合の受領の権限は同様に法人の代表者にあると考えられます。 よって、代理受領委任書の代理人は、法人の代表者をご記入ください。
4	職員への慰労金について、給与振込みではない職員がいるため、職員全員現金で支払ってもよいか。受領書は作成し、職員の印鑑をもらうようにする。	事業者様の責任の下、職員のみなさまに同意をいただいたうえで、支給方法を定めていただくようお願いいたします。 なお、今回の慰労金は非課税所得に該当するため、振込みまたは現金支給どちらの場合でも、給与と一緒にお渡しすることのないようお願いいたします。
	障害福祉慰労金事業申請について、当事業所は多機能事業ですが、生活介護とB型それぞれの申請が必要でしょうか。	兼務していない職員について、それぞれのサービスで申請することになると考えられます。
	慰労金の対象事業所に補装具業社は含まれますか。相談・納品等で直接利用者との接触も多いです。	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員（委託業務を含む）ではないため、対象外となります。
5	当事業所は多機能型事業所であり、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業の3つのサービス区分があります。定員は通じて10名です。事業所ではなく各サービス毎に交付されると判断してよろしいでしょうか。	多機能型事業所の職員については、重複申請となることがないよう、いずれかの事業で申請をしていただきますようお願いいたします。
6	当施設は市の直営で行っていますが、個人申請書で各個人に作成してもらい、施設で取りまとめて事業所一括で長崎県に送付することでもよろしいでしょうか。	ご質問の内容のとおりご協力いただければ幸いです。
7	申請の案内に、※申請は「1.」「4.」を分けて申請する等、各事業所ごとの申請が可能で、とあるので、先ず「4.慰労金の申請」を提出し、別の月に「1.対策徹底支援の申請」を行うことは可能と考えていいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	派遣会社より支援員として業務している人について、障害福祉サービスと高齢者介護サービスの合算で10日間は超えるが、合算請求は可能ですか。	可能です。
9	同法人の就労継続支援B型事業所から当施設へ洗濯業務で来ている利用者にも慰労金は出ますか。洗濯物を各居室に持って行くため当施設の利用者と接触があります。	利用者は慰労金の対象となりかねますので、ご了承ください。

10	<p>新型コロナウイルス発生又は濃厚接触者に対応した事業所等に勤務する職員のうち、給付額が20万円ではなく5万円となるのは、訪問系サービスに勤務し、感染者又は濃厚接触者以外の利用者の方にサービスを提供していた職員等、訪問系サービスに限定されるということでしょうか。</p>	<p>訪問系サービスについてはお見込みのとおりです。なお、その他のサービスについては、新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者発生前にのみ勤務していた職員は5万円となります。</p>
11	<p>慰労金額の判断について</p> <p>①対象職員については、支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断するのか。</p> <p>7月1日以降に感染者等に接した場合でも5万円となるのか。</p> <p>②同一施設で、感染した利用者等と接した職員と接しなかった職員がいた場合は金額が異なると考えてよいか。</p>	<p>①対象者については、申請の段階で、事業者が整理することとなります。7月1日以降は勤務日数に含まれません。</p> <p>②感染した利用者は又濃厚接触者である利用者との接触により金額の違いが生じるのは訪問系サービスのみです。</p>
12	<p>6月30日以降に感染者・濃厚接触者に対応した場合、20万円の給付は可能か。すでに5万円支給していた場合は、15万円を追加支給してもよいか。</p>	<p>6月30日以降に、感染者・濃厚接触者に対応した場合は当該事業の給付対象とはなりません。</p>
13	<p>職員には、正職員のほかアルバイトや非正規職員も含まれるのか。</p>	<p>含まれます。</p>
14	<p>慰労金については対象期間が6/30までとなっているが、7月以降に感染者が発生した場合、慰労金が5万円から20万円に変わることはありうるのか。その場合、再申請することになるのか。</p>	<p>対象期間内で5万円又は20万円の判断を行うこととなります。</p>
15	<p>地域生活支援事業の事業者が障害福祉サービス等事業所と同一法人である場合、当該地域生活支援事業の支給対象者について、申請書の様式3「障害福祉慰労金受給職員表」に当該障害福祉サービス等事業所を主たる勤務先として名簿に載せ、国保連を通じて申請することは問題ないか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>同一法人で障害福祉サービスと地域支援事業と一緒に実施している場合、可能な限り、障害福祉サービス事業所の名簿に地域生活支援事業の該当する対象者も盛り込んでいただき、効率的かつ迅速な支払いを促していただくよう、ご協力をお願いいたします。</p>
16	<p>慰労金は、地域生活支援事業の事業所も対象になるということだが、支援金は対象にならないのか。</p>	<p>慰労金における地域生活支援事業の対象事業については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」のうち、慰労金の支給事業のみ対象となります。</p>
17	<p>慰労金は、県から交付金が振り込まれる前に、職員に渡しても良いか。</p>	<p>県から各施設・事業所へ入金後、対象者に給付してください。なお、各施設・事業所の判断で、長崎県からの給付決定通知を受領後、入金を待たずに対象者に給付することも可能です。</p>

その他

	質問内容	回答
1	<p>本申請書の使い方、申請手順で、緑色のセルはプルダウンにより入力するとなっておりますが、以下についてプルダウンの選択が出来ません。</p> <p>①個票1：様式2緊急包括支援交付金（障害分）に関する実施計画書の「提供サービス（プルダウンから選択）」 ②職員表：様式3「提供サービス」「施設区分」「対応区分」「委任状の有無」「他法人での慰労金の申請委有無」</p>	<p>質問のような状況となる原因として、現時点で2つの事案が生じております。</p> <p>(1) 必要な情報を入力しないまま、プルダウンを選択しようとしたとき。 (2) Excelソフトのバージョン違い（事業者様の使用するパソコンのExcelソフトのバージョンが古い場合等）</p> <p>(1) については、手順に沿って入力をお願いします。 (2) の場合であれば、プルダウン選択のセルにおいて直接入力が可能です。</p> <p>入力する内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「提供サービス」・・・障害福祉サービス種類を入力 ○「施設区分」・・・「要請者（濃厚接触者）発生施設」または「その他の施設」 ○「対応区分」・・・「訪問系で陽性者等に1日以上対応又は訪問系以外で1日以上勤務」または「訪問系で陽性者等への対応はないが対象期間に10日以上勤務」または「対象期間に10日以上勤務」のいずれかを入力してください。 <p>また、直接入力する場合、下記にもご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型又は就労継続支援B型のアルファベットは、全角大文字としてください。 ・サービスの名称に空欄を入れしないでください。 (例：「就労 継続 支援 A型」ではなく、「就労継続支援 A型」と入力する。) ・サービス名称は、正式名称を記載してください。 (例：「就労支援 A型」ではなく、「就労継続支援 A型」と入力する。)
2	<p>「サービス継続支援事業」と「感染対策徹底事業」、「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」については趣旨が異なるということはわかるが、事業内容については類似しているものもあり事業者においては、その違いがわかりにくい。事業者にもわかりやすい資料（棲み分け）を示していただきたい。（どの制度を活用すればよいかのかわかりにくい。）</p>	<p>対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば「サービス継続支援事業」は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象としています。また、在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、個別に環境整備への助成も可能としています。各事業所の状況に適した事業を選択していただきたいと考えます。</p>
3	<p>1. 県ホームページに、「申請は「1.」と「4.」を分けて申請する等」とありますが、これは、1から4項目のそれぞれについて、個々に申請が可能という解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 1～3項目の各事業については、複数回にわたって申請が可能なのでしょうか。</p> <p>理由：事業実施計画書の記入要領に、「今回申請分」と「既申請分」に区分して説明されている。このことから、例えば、「1.感染症対策徹底支援事業」について、補助上限額に達するまで、複数回にわたり請求することが可能と読み取れるため。</p> <p>また、「再開支援への助成事業」における「補助金2千円/利用者」については、発生の都度、複数回にわたり申請する可能性は、十分にある。</p>	<p>1.お見込みの通りです。 なお、同時期に申請されるのであれば、同じ申請書にまとめていただけます様、お願いいたします。</p> <p>2.「1.感染症対策徹底支援事業」に関しましては補助上限額に達するまで複数回に分けて申請が可能です。 なお、「再開支援への助成事業」に関しましては、1利用者につき、1度限りの助成となっておりますのでご注意ください。</p>